

證明模式(2)

姓 名	1	2	3
生 日	1	2	3
时 间	1	2	3
地 点	1	2	3

保護者記入欄			
児童氏名	(西暦) 年 月 日生	施設・事業名	
介護・看護者氏名	続柄: 児童の()		

※ 介護・看護者本人欄（介護・看護を受ける方については、希望・障がい非利用代金を控へてください。）

介護・看護者に入居 介護・看護を受ける方	年齢()歳
続 柄	児童の(父・母・父方祖父・父方祖母・母方祖父・母方祖母)
介護・看護を受ける 介護・看護状況	入院・通院(通所) (月・週) 日程度・在宅
氏 名	
居 住 状 況 (国が国難の理由 とあわせて記入 してください)	身体障がい者手帳 続・精神障がい者保健福祉手帳 残・教育手帳 A・B・D2 薬介護認定：薬介護()・薬支店 介護サービス利用：無・有
介護・看護状況	家事援助・食事援助・着脱衣補助・入浴補助・排泄補助・通院(通所)代行・その他
その他具体的な 介護・看護内容	

※ 介護・看護の状況について記入してください（月曜日と同じ場合は「同左」とご記入ください。）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	(例)
～ 8:00							朝会介助
8:00 ～							
9:00 ～							
10:00 ～							朝記通訳介助
11:00 ～							
12:00 ～							昼食介助
13:00 ～							
14:00 ～							
15:00 ～							
16:00 ～							入浴介助
17:00 ～							夕食介助
18:00 ～							
19:00 ～							

- ・身体障がい者手帳
- ・精神保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・受給者証
- ・介護保険証（認定を受けたもの）
- ・診断書（疾病・障がい状況申告書）

などいずれかが必要です。

証明様式②

※申込児童にかかる療育の内容については「対象児童支援計画書」をご提出ください。

家 族 名			
兒 童 氏 名			
兒 童 番 号		1	2
		1	2
同 一 世 代 的 姓 名		1	2
同 一 世 代 的 姓 名		1	2

(あて先) 保健福祉センター所長

保護者記入欄			
児童氏名	(西暦・R 年 月 日生)	施設・事業名	
保護者氏名	続柄(児童の())		

※申請中の場合は第1希望の施設・事業名をご記入ください。

【疾病】※ 医療機関に入院（施設転入が必要とする）な例、または本人が記入した場合は無効となります。）

氏 名			
受 診 医 院	通院（ ）・週 日 曜日（ ）・その他（ ） 入院（期間など）（ ）		
病 名			
症 状			
症状発現及び 発症前までの 経過に関する意見 （該当するものにチェック をしてください）	☐ 自分の方が自分ではない ☐ 自分にとある程度自分である ☐ 自分の方が自分である 児童を保護する上で国庫返還に関する意見が述べられ記入していただいた。		
治療見込み期間	年 月 日から	年 月 日まで	
この内容により甲申児童が保護要件の点数を何点と判断されたかについて、本人の同意がある場合に限り情報提供 に応じてさせていただきます。次のいずれかにチェックをしてください。			
保護要件の点数にかならない情報提供を ☐ 希望する ☐ 希望しない			
医師 令和 年 月 日	医療機関名		
	住 所		
	姓 名		
	印		

主治医に記入してもらってください。
介護・看護受ける疾病の方の診断書も
こちらになります。
診断書料がかかります。

【疾病】 ※ 本人記入欄

現在の病名
☐ 該当する病名を記載してください
☐ マスクをしてください
☐ 上記の理由で記入していただく

理由
☐ 呼吸器の病気の発症が、回復の見込みが不明である
☐ 呼吸器の病気が回復の見込みが不明である
☐ 呼吸器の病気が回復の見込みが不明である

その他
☐ 呼吸器の病気が回復の見込みが不明である
☐ 呼吸器の病気が回復の見込みが不明である
☐ 呼吸器の病気が回復の見込みが不明である

保護者が記入する欄です。

【障がい】 ※ 本人記入欄(必ず手帳のコピーをつけてください。)

氏 名	
手 帳 の 種 別	身体障がい者手帳 級・精神障がい者保健福祉手帳 級・療育手帳 A・B1・B2
保有が困難な理由 (※ 必ず記入してください)	

同居の親族（20歳以上65歳未満）または
自宅から1km圏内に居住する65歳未満の祖父母用証明
ご提出がないと、利用調整時に減点の対象となります。



お勤めの場合は「外勤」欄と
《証明欄》を会社で記入し
てもらってください。

保育理由証明及び申告書

（祖父母等用）＊保護者の証明には使用できません。

保護者以外の20歳以上65歳未満の同居の親族（祖父母等・おじ・おば・きょうだい）や別居（保護者住所地からおおむね1km圏内）の65歳未満の祖父母等について、保育ができない理由がある場合、提出してください。3枚以上必要な方は、区保健福祉センター保育担当へお申し出ください。

利用施設名			
児童氏名			
児童番号			
同一世帯の 入所児童 児童番号	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

種別	内 容	
外 勤	氏 名	採用(予定)年月日
	勤務形態 常雇・パート・嘱託・アルバイト・派遣	職 種
	通常の勤務時間 時 分～ 時 分	通常の勤務日 月・火・水・木・金・土・日
	育 児 休 業 年 月 日～ 年 月 日 (取得中・取得予定)	
自営業	氏 名	
	事業所所在地 自宅・自宅外()	
	業 種	就労(予定)年月日
	通常の就業時間 時 分～ 時 分	通常の就業日 月・火・水・木・金・土・日
出 産	出産(予定)日 年 月 日 (第 子)	
疾 病	氏 名	児童との続柄
	病 名	治療見込み期間 年 月 日まで
	症 状	
介 護 ・ 看 護	介護・看護をする方	児童との続柄
	介護・看護を受ける方	児童との続柄
	病 名	症 状
	介護・看護の場所 自宅・自宅外()	
	介護・看護の状況 入院・通院(通所)(月・週 日程度)・在宅	
	氏 名	開始(予定)年月日
内 職	作業内容等	
	日数・時間帯等 月・週 日／1日あたり 時間程度	
就 学	氏 名	入学(予定)年月日
	通常の就学時間 時 分～ 時 分	通常の通学日 月・火・水・木・金・土・日
《証明欄》雇用主・事業者・医師・発注者の方が記入してください。(疾病以外の証明の場合、押印省略可)		
上記のとおり相違ないことを証明します。 西暦・令和 年 月 日		
所 在 地		
名 称・代表者 印		
電 話		
(記入担当者名 電話)		
その他	保護者の申告欄(上記の種別以外の理由の場合、具体的に記入してください。)	

自営業の方はこちらをご記入いただき、**営業許可証、確定申告書の控え**など自営業を証明する書類を添付してください。



疾病の場合は、**【疾病欄】**と
《証明欄》を主治医に記入
してもらってください。
診断書料がかかります。

介護・看護理由の方は、こちらをご記入いただき、介護される方の介護保険証や身体障がい者手帳などのコピーを添付して下さい。

その他の利用調整の点数に反映される書類

認可外保育施設の利用にかかる証明書

(あて先) 保健福祉センター所長 **【記入例】**

※本証明書について、利用施設に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

※以下、認可外保育施設記入欄を申込者本人が記入した場合は無効となります。

下記の児童は、次のとおり当認可外保育施設を利用していることを証明します。

認可外保育施設記入欄(必ず利用先の認可外保育施設において記入してください)			
児 童 氏 名	保育 一郎	児童生年月日	西暦 5 年 4 月 18 日 西暦 令和 5 年 4 月 18 日
利用 先 施設 名	◆◆◆保育園	施設種別	☒ 企業主導型保育事業 ☒ 事業所内保育事業 ☐ 上記以外の認可外保育施設 ☐ その他 ☒ 職場内託児所等
利用開始年月日	西暦 令和 7 年 7 月 5 日	企業主導型 の記入 利用終了 予定状況 利用終了 予定日 利用終了 事由	西暦 令和 9 年 3 月 31 日 利用中止 理由等 ☐ 利用中止施設等の状況による。 ☐ 上記以外の事由による。
利 用 理 由	両親ともに就労しているため		☒ 保母員としての利用
利 用 頻 度	☒ 隔 定 (月、火、水、木、金、土、日) (該当曜日空白で読んでください) ☐ 必要に応じて 週 () 日 または 月 () 程度		
料 金 体 系	☒ (37,000 円) / 時間・日・週 (月) (該当する単位を○で読んでください) ☐ その他 ()		
直近1か月の利用状況	西暦 令和 8 年 8 月の状況 保育日数 (19 日間) 受給料金 (37,000 円) おやつ代等の実費負担を要し、保育料を別途納入してください。		
証明年月日	所 在 地 大阪市○○区○○1-2-3 ○○ビル 103 施設 名 称 ◆◆◆保育園 代表者 姓・氏 名 園長 ◆◆ ◆◆ 電 話 番 号 06-XXXX-XXXX△△△△ (記入担当者名 () 電話 XXXX-XXXX)		
西暦 令和 8 年 9 月 25 日			

注)この証明書は、保育の利用実態の際の資料となるため、施設の担当者が事実のとおりにご記入ください。必要に感じ、担当者に関わり合われることがあります。また、虚偽の記載を行った場合には、保護者が不利益処分を受けることがあります。

保護者記入欄(この欄は保護者にご記入ください)		
保護者氏名 保育 太郎	続柄	児童の(⊕ ・ 母 ・)
保護者住所 大阪市北区中之島1-3-20 ○○マンション xx号		

優先利用申込書（保育士等用）

(あて先) 保健福祉センター所長

と、借入利用申込書（貸付金申請）の内容について、就労先事業所に無断で作成し、又は改竄を行ったときは、第10条の罰に罰せられる場合があります。

住所	
保護者氏名	
児童氏名	

また、地方自治体において保有業務に従事するため、大區に保有施設等の利用申請に関する取扱いが前第7条の2に基づき優先利用を申し込みます。

なお、前掲 内定決定、就労条件の変更等により、利用開始年度に下記対象者の条件を満たさなかった場合、利用内定を取り消されることについて異議はありません。

[illegible][illegible]

資料の活用と実践の事例

① 事例の活用と実践の事例

② 事例の活用と実践の事例

③ 事例の活用と実践の事例

④ 事例の活用と実践の事例

⑤ 事例の活用と実践の事例

⑥ 事例の活用と実践の事例

⑦ 事例の活用と実践の事例

⑧ 事例の活用と実践の事例

⑨ 事例の活用と実践の事例

⑩ 事例の活用と実践の事例

⑪ 事例の活用と実践の事例

⑫ 事例の活用と実践の事例

⑬ 事例の活用と実践の事例

⑭ 事例の活用と実践の事例

⑮ 事例の活用と実践の事例

⑯ 事例の活用と実践の事例

⑰ 事例の活用と実践の事例

⑱ 事例の活用と実践の事例

⑲ 事例の活用と実践の事例

⑳ 事例の活用と実践の事例

㉑ 事例の活用と実践の事例

㉒ 事例の活用と実践の事例

㉓ 事例の活用と実践の事例

㉔ 事例の活用と実践の事例

㉕ 事例の活用と実践の事例

㉖ 事例の活用と実践の事例

㉗ 事例の活用と実践の事例

㉘ 事例の活用と実践の事例

㉙ 事例の活用と実践の事例

㉚ 事例の活用と実践の事例

㉛ 事例の活用と実践の事例

㉜ 事例の活用と実践の事例

㉝ 事例の活用と実践の事例

㉞ 事例の活用と実践の事例

㉟ 事例の活用と実践の事例

㊱ 事例の活用と実践の事例

㊲ 事例の活用と実践の事例

㊳ 事例の活用と実践の事例

㊴ 事例の活用と実践の事例

㊵ 事例の活用と実践の事例

㊶ 事例の活用と実践の事例

㊷ 事例の活用と実践の事例

㊸ 事例の活用と実践の事例

㊹ 事例の活用と実践の事例

㊺ 事例の活用と実践の事例

㊻ 事例の活用と実践の事例

㊼ 事例の活用と実践の事例

㊽ 事例の活用と実践の事例

㊾ 事例の活用と実践の事例

㊿ 事例の活用と実践の事例



お子さまが認可外保育園を週3日以上有償で利用している場合、この証明を提出いただくことで利用調整時に加点の対象となります。

※ 求職中、育休中の方を除きます。

※ 令和8年10月15日までに令和9年4月1日利用申込みをされた方に限り、企業主導型保育事業利用者も加点の対象となります。



大阪市内の認可保育施設等で働く保育士等の優先利用申込書です。

お勤め先の施設で記入してもらってください。

この用紙の他に、通常の就労証明書と資格証のコピーをご提出ください。

※ 優先利用には条件があります。申込冊子の11～12ページをご覧ください。

よくあるご質問



どんな施設がおすすめですか？



自宅から無理なく通える施設をおすすめしています。
お仕事をされている場合、自宅から施設まで、施設から会社までの距離や施設の開設時間等を踏まえて検討してください。また、園の雰囲気や、施設と保護者さまの保育方針が合うかなどを判断するため、施設への見学や問い合わせをお勧めしています。



保育施設の保育料はいくらですか？



大阪市では認可保育施設（公立、私立、認定こども園、小規模保育事業所のいずれも）を利用するお子さまの保育料が全員無償となりました。ただし、保育料以外に施設により徴収される料金があります。ご入所を考えられている施設には制服、体操服などが必要となるのか、毎月の園に支払う諸経費はどのくらいなのか等、各施設に直接ご確認ください。



令和9年4月からの保育施設利用申込みをして、もし入所が決まらなかった場合、5月からの申込みを改めてする必要がありますか？



改めて申込みをしていただく必要はありません。保育施設の申込みは、一度申込書を提出していただくとその対象年度中（3月入所分まで）は有効です。例えば、令和9年4月からの保育施設の申込書を提出し、入所が保留となった場合、令和10年3月入所まで有効です。ただし、申込みの取下げをした場合などは改めてお申込みが必要です。
※一斉入所終了後の5月以降、入所が決まらなかった全ての方と、新たにお申込みされた方を対象に、毎月途中入所の利用調整を行っています。希望園に空きが出て入所可能となった場合は、入所月の前月半ばまでに区役所より個別にご連絡いたします。



空き状況が「0人」になっている保育施設を希望の施設として申込みしてもいいの？



空き状況を0人で公表している保育施設でも、希望の施設として申込みしていただけます。保育施設の空き状況は公表日現在の情報です。年度途中利用であれば毎月1日、一斉入所の場合は9月上旬頃に大阪市のホームページより公表予定としております。
0人となっても児童の退所等により公表後に変更となる場合があります。



保育施設の申込書には希望の施設を第6希望まで書く欄がありますが、第6希望まで保育施設を記入しないと選考で不利になる？

不利にはなりません。

希望の施設が第6希望までなければ、希望される範囲でご記入ください。

ただし、希望の施設を多く記載いただいた場合は、選考対象となる施設が多くなるため、入所の可能性は高くなります。

なお、登園に無理がある、保育方針が合わない等で内定後に辞退をされた場合、その年度内の再度のお申込み時には5点の減点となります。入所後の生活をイメージして本当に通える保育施設を精査したうえでご記入ください。



妊娠した場合、現在入所中の子（上の子）は保育施設を退所になるの？

保護者の妊娠をもって、退所していただくことはありません。保育事由を「妊娠・出産」に変更する届出をしていただくことで、出産予定日の8週（多胎妊娠は14週）前から出産日を起算として8週間を経過する日の翌日の月末までご入所を継続していただくことができます。また、その後も次のいずれかの方法により、既定の期日まで継続利用が可能です。

① ご出産された子ども（下の子）において、育児休業を取得される場合

保育事由を「育児休業」に変更する届出をしていただくことによって、現在入所中の子ども（上の子）は、ご出産された子ども（下の子）が満1歳を迎えてから最初の年度末まで利用継続が可能です。

② ご出産された子ども（下の子）において育児休業を取得されない場合

保育事由を他の事由に変更する届出をしていただく必要があります。「就労」、「就学」等の保育事由に変更する届出をしていただくことで、現在入所中の子ども（上の子）の利用継続が可能です。

また、一旦退職されている場合には保育事由を「求職活動」に変更していただくことで、届出のあった日より90日を経過する日の月末まで、現在入所中の子ども（上の子）の利用継続が可能です。ただし、保育事由を「求職活動」にされる場合、90日を経過する月の5日までに、翌月からの保育事由を変更する手続きを済ませる必要があります。

※「求職活動」を保育事由にして入所し、期日までに保育事由が変更できなかった場合90日を経過する月の月末で一旦退園となり、保育施設への新規利用申込が必要となります。（再度選考を行うため、必ず再入園できるとは限りません。）



港区以外の区の保育施設は申込みできますか？



お申込みいただくことは可能です。希望園記載欄の箇所にご希望の他区園名を記入してください。なお、申し込み窓口は港区に住民票がある場合は港区となります。



保育園を利用していますが他の保育園に通うことは可能ですか？



可能です。ただし、転園申し込みとなるため、保護者の点数が半分となる場合があります。転園の申し込みには、新規の申請と同じく申請書一式をご提出ください。

令和9年度一斉入所スケジュール



令和8年 9月4日（金）～	区役所、各保育施設にて利用申込み配布開始
9月9日（水）	令和9年4月1日の空き情報公表
	9時～利用申込オンライン予約開始
10月1日（木） ～10月15日（木）	利用申込み受付
10月28日（水）	申込み状況を大阪市ホームページ上で公表
11月16日（月）	期限内に申込みされた方の希望園の変更 不足書類の追加提出 } 締切
令和9年 1月25日（月）	選考結果通知発送 ホームページ等での2次調整空き情報公表
1月8日（金） ～2月5日（金）	2次調整受付期間（※1）
2月26日（金）	2次調整結果通知
2月初旬 ～3月末日まで	随時、各園でオリエンテーション、健康診断等が実施されます

※1）1次調整の結果利用者が施設等の受入れ可能数に満たなかった場合のみ、2次調整を行います。

<5月以降の途中入所>

～入所を希望する月の前月5日	区役所にて随時利用申し込みを受付 例：10月入所希望 →9月5日締切（土日祝日の場合、翌開庁日）
入所希望前月の20日頃	選考結果通知 （内定の場合は電話、保留となった場合は通知のみとなります。）
～入園まで	各園でオリエンテーション、指定医による健康診断等が実施されます。

※ 選考結果が「保留」となられた（入所できなかった）方は、年度内においては毎月行われる利用調整の対象となります。年度途中で入所可能となった際にはご連絡いたします。次年度4月以降は一斉入所申込が必要です。

